

株 主 各 位

## 第162回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 事業報告の「会社の体制及び方針」 …………… 1～7 頁
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 …………… 8 頁
- 連結計算書類の「連結注記表」 …………… 9～20 頁
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」 …………… 21～22 頁
- 計算書類の「個別注記表」 …………… 23～28 頁

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

**大成建設株式会社**

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.taisei.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

## 会社の体制及び方針

当社は、業務を適正かつ効率的に執行していくための体制及び財務報告の信頼性を確保するために、取締役会において「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」を次のとおり定めております。

### 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、グループ行動指針をはじめとするコンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守する。
- ② 法令等違反行為に対する役職員の懲戒等の厳正化・談合行為防止のための業務体制整備・企業倫理ヘルプライン制度の適切な運用等、コンプライアンス委員会の提言に基づく諸施策や各部門のコンプライアンス教育及び自部門監査（自己監査）の実施等により、役職員等一人ひとりの自覚・自律性を高め、コンプライアンスの徹底を図る。
- ③ 総務部は、各部門のコンプライアンス活動を指導し、監査部は、各部門との連携を通じて、内部監査の実効性を確保する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に関する情報の適正な記録・保存、情報漏洩・不正使用の防止、及び情報の有効活用のために、情報に関する諸規程を体系化し、会社の情報の適正な管理体制を整備する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の整備に関する基本方針のもと、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の主なリスクに対応するための適正な管理体制を整備する。
- ② 緊急時・大規模災害発生時の対応については、事業継続性を含めた有事の管理体制を整備する。
- ③ 各部門は、リスクマネジメント教育の実施等により、組織的なリスクマネジメント能力の向上を図る。
- ④ 総務部は、全社的なリスクに関するマネジメントを推進し、監査部は、内部監査を通じてリスク管理体制の継続的改善への取り組みを促進する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務執行の意思決定機関として経営会議を設置し、機動的な業務執行を可能とするため執行役員制度を採用するとともに、取締役会委員会制度や社外取締役制度により、取締役会審議の活性化・実質化と監督機能の強化を図る。
- ② 経営環境の変化に対応し、意思決定の迅速化や職務執行等経営の効率化を図るために、意思決定基準・職務権限規程等を整備する。

#### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ運営に関する基本方針、運営要綱に基づき、グループ各社から当社への報告につき定める規程がグループ各社において整備されることを推進する。
- ② グループ各社の事業特性に応じ、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益・大規模災害等の主なリスクに対応するための社内規程が、グループ各社において整備されることを推進し、グループ各社におけるリスクマネジメント体制を構築する。  
また、監査部によるグループ各社の内部監査・法務部等によるグループ会社連絡会議等の実施のほか、グループ各社に対するリスクマネジメント教育の実施を促進するとともに、グループヘルプラインの設置等を通じて、グループ各社のリスクマネジメント体制の実効性を確保する。
- ③ グループ全体における各社の機能・役割を明確化し、グループ各社の事業特性や規模に適した機関・組織設計の支援や、グループ内での経営資源の有効活用を図る等、グループ各社の事業への支援・指導及び連携を促進する。  
また、グループ各社との意思疎通の円滑化を図り、グループを取り巻く技術・生産・営業・取引等の諸問題への対応に関する相互理解と協調を促進するために、グループ経営会議等を随時実施する。
- ④ グループとして、理念（追求し続ける目的、目指す姿）・スピリット（グループ全役職員が大切にしている考え方）・行動指針（組織としての行動の基本原則、及びグループの役職員等が積極的に実践すべき又は厳守すべき行動・判断の基準）をはじめとするルールを共有するとともに、グループ各社の事業の特性に応じた社内規程整備を推進し、コンプライアンス体制を構築する。  
また、監査部によるグループ各社の内部監査・法務部等によるグループ会社連絡会議等の実施のほか、グループ各社に対するコンプライアンス教育の実施を促進するとともに、グループヘルプラインの設置等を通じて、グループ各社のコンプライアンス体制の実効性を確保する。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役の職務執行を補助する専任の組織としての監査役業務部の部員の任命・異動・評価等については、事前に監査役と人事部長が協議する。
- ② 各部門は、監査役業務部の部員に対する監査役からの指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。

**(7) 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 監査役が社内及びグループ各社における内部統制の実施状況等を監査するため、役職員等又はグループ各社の役職員等若しくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項を定め、以下の体制を整備する。
  - 1) 監査役が役職員等からいつでも報告を受けることができる体制
  - 2) 監査役がグループ各社の役職員等又はこれらの者から報告を受けた者からいつでも報告を受けることができる体制
  - 3) 企業倫理ヘルプライン及びグループヘルプラインにより役職員等又はグループ各社の役職員等の法令等違反行為を監査役へ報告する体制
- ② 前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

**(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。
- ② 代表取締役が監査役と定期的会合を持つことにより、監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ③ 監査役と監査部との関係について監査役と監査部長との間で書面を交わし、また監査部及び会計監査人が監査役と定期的会合を持つ等、監査役と緊密な関係を図る。

**(9) 財務報告の適正性を確保するための体制**

- ① 財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

## 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づく運用状況の概要

### (1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に関する取り組み

取締役会では法令の変更、社会情勢の変化、発生したコンプライアンス事案等を踏まえ、「グループ行動指針」をはじめとするコンプライアンスに関する諸規程を整備しております。

全社のコンプライアンス意識の向上のために、役職員等に対し、定期的にeラーニングによる研修を実施するとともに、コンプライアンスに関する身近な話題を題材とした「コンプライアンス通信」を毎月発行しております。

また、談合行為防止のために、社内規程の厳格な運用を徹底するとともに、営業部門の役職員を主な対象とした社外弁護士による「独占禁止法遵守研修」を毎年実施しております。

更に、全役職員等を対象としたコンプライアンス・アンケートを毎年実施し、当社におけるコンプライアンスに関する課題の把握に努め、改善のための諸施策に取り組んでおります。

企業倫理ヘルプライン制度（内部通報制度）については、全役職員に通報窓口や制度の概要を記載した「ヘルプラインカード」を配付しているほか、「コンプライアンス通信」等により役職員等への継続的な啓発を行っており、その運用状況を定期的に経営層に報告しております。

これらのコンプライアンス推進のための諸施策については、より実効性の高いものとするべく、社外弁護士を委員長とするコンプライアンス委員会にて実施状況を確認し適宜強化を図っております。

### (2) 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」に関する取り組み

会社の情報の適正な保存及び管理のため、「情報管理基本方針」をはじめとする情報に関する諸規程を整備しております。

また、情報漏えいリスクやコンピュータウイルス感染リスクなどに対し、各種の情報セキュリティ対策を適宜・適切に行うとともに、定期的にeラーニングによる情報セキュリティ教育を実施し、役職員等への継続的な啓発を行っております。

2021年度については、サイバー攻撃対策機及び脆弱性対応サービスの導入等により、情報セキュリティ対策を拡充いたしました。

### (3) 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に関する取り組み

「リスクマネジメント方針」をはじめとする規程を整備するとともに、事業活動に係るリスクを重要度により分類し、主管・所管部門を明確化した全社的なリスク管理体制を整備した上、毎年見直しを行っております。また、定期的にeラーニング等によるリスクマネジメント教育を実施し、役職員等に対する継続的な啓発を行っております。

緊急時・大規模災害発生時の対応については、「災害時における事業継続に関する方針」をはじめとする規程等を整備するとともに、それに基づく対策訓練やeラーニングを毎年実施しております。

2021年度については、全社的なリスク管理体制に基づく対応として、「台風時等の警戒態勢要領」を見直し、新たに避難行動に関するルールを定めることで、近年甚大化している気象災害への対応を強化いたしました。また、新型コロナウイルス感染症への対応については、「感染症発生時の事業継続計画」を基に、適宜政府方針等に沿った感染防止対策等を講じました。

なお、監査部による内部監査を実施し、リスク管理体制の継続的改善への取り組みを促進しております。

### (4) 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」に関する取り組み

取締役会審議の活性化・実質化と監督機能の一層の強化を図るため、2020年度より、取締役会の業務執行機能の範囲を見直すとともに、経営陣（執行サイド）に大幅な権限委譲を行うことにより、迅速な意思決定を進め、取締役会運営の継続的改善への取り組みを促進しております。

2021年度については、コーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、改訂コードに対する当社の基本的な考え方と対応方針を整理の上、「コーポレートガバナンス基本方針」を改正するとともに、「サステナビリティ基本方針」、「人材活用方針」を新設いたしました。

また、取締役・監査役による「意見交換会」、取締役会議題分析に基づく付議事項の見直し、取締役会のオンライン方式を活用した開催等を実施しました。

## **(5) 「企業集団における業務の適正を確保するための体制」に関する取り組み**

「グループ理念」をはじめとする理念体系の共有を基盤として、「グループ運営に関する基本方針」「グループ会社運営要綱」をはじめとする諸規程に基づき、グループ各社から当社への報告体制・リスクマネジメント体制・コンプライアンス体制の構築を促進しております。

リスクマネジメント体制の実効性の確保については、監査部によるグループ各社に対する定期的な内部監査や、リスク管理部門による支援・指導を適宜実施しております。また、グループヘルプライン制度（内部通報制度）については、主要国内グループ会社を対象に、定期的に運用状況を確認し、継続的な啓発活動を行っております。

コンプライアンス体制の実効性の確保については、グループ会社の全役職員等を対象としたグループ・コンプライアンス・アンケートを毎年実施し、当社グループにおけるコンプライアンスに関する課題の把握に努め、グループ各社のコンプライアンス推進のための支援・指導を実施しております。

また、グループ会社の機関・組織設計や経営資源の有効活用などについて支援を行うとともに、グループ全体の経営課題について共有を図るために、年2回のグループ会社社長点検等を開催するほか、技術・生産・営業などテーマごとにグループ会社連絡会議を開催し、グループ会社との円滑な意思疎通と相互理解を図り、共通課題に対して取り組んでおります。

2021年度については、グループ会社の全役職員を対象とした理念体系に関するアンケートを行い、その認知度を確認して浸透を図りました。また、グループ会社の活性化に向け、経営会議やガバナンス体制検討委員会で具体的な施策の検討を進めております。

## **(6) 「監査役職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」に関する取り組み**

監査役職務執行を補助する専任の組織である監査役業務部の部員の任命・異動・評価等については、事前に監査役と人事部長が協議して決定し適切な要員を配置しております。また、各部門は、監査役業務部が監査役から指示された職務を適切に執行できるよう必要な情報を提供する等適切な対応を行っております。

**(7) 「監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」に関する取り組み**

『「監査役（会）へ報告すべき事項」及び「監査役の閲覧に供すべき文書」に関する取扱基準』により監査役への情報提供体制を整備しており、取締役ほか業務を所管する職位者等は、監査役への適宜・定期の報告、文書提供及び監査役の重要な会議への出席対応等を行っております。

企業倫理ヘルプライン制度及びグループヘルプライン制度の運用状況については、監査役も出席する経営会議及び取締役会において定期的に報告しております。

これらの制度及び規程に定めることにより、報告者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。

**(8) 「監査役職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制」に関する取り組み**

監査役の往査にかかる費用や外部専門家の見解を得る費用等、監査役がその職務の執行について生じる費用は、監査の実効性を担保するべく適切に処理しております。

また、代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行い、監査部及び会計監査人は監査役と定期的な会合を持ち連携し、相互の意思疎通を図り監査役の監査の実効性向上に努めております。

**(9) 「財務報告の適正性を確保するための体制」に関する取り組み**

評価方針について、会計監査人と協議の上、毎年策定しており、この方針に基づいた内部監査を実施しております。なお、日常的モニタリングにより、財務報告の虚偽記載リスクを低減させる手続きが有効に機能していることを継続的に検討・評価しております。

また、財務報告に係る内部統制システムの確実な運用を継続していくため、役職員等に対する社長メッセージの掲載に加え、eラーニングの実施等による啓発活動を行っております。



# 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式				
当連結会計年度期首残高	122,742	60,198	621,568	△ 85,916		718,593		
会計方針の変更による累積的影響額			178			178		
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	122,742	60,198	621,747	△ 85,916		718,772		
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当			△ 26,598			△ 26,598		
親会社株主に帰属する当期純利益			71,436			71,436		
自己株式の取得				△ 20,007		△ 20,007		
自己株式の処分				6		6		
自己株式の消却		△105,018		105,018		-		
利益剰余金から資本剰余金への振替		75,202	△ 75,202			-		
土地再評価差額金の取崩			0			0		
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)(注)								
当連結会計年度変動額合計	-	△ 29,816	△ 30,364	85,017		24,837		
当連結会計年度末残高	122,742	30,382	591,383	△ 898		743,609		
	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	103,215	△ 15	1,223	△ 3,847	21,675	122,251	3,575	844,420
会計方針の変更による累積的影響額								178
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	103,215	△ 15	1,223	△ 3,847	21,675	122,251	3,575	844,599
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△26,598
親会社株主に帰属する当期純利益								71,436
自己株式の取得								△20,007
自己株式の処分								6
自己株式の消却								-
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
土地再評価差額金の取崩			△ 0			△ 0		-
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)(注)	△ 5,679	7		1,944	6,754	3,026	372	3,398
当連結会計年度変動額合計	△ 5,679	7	△ 0	1,944	6,754	3,026	372	28,236
当連結会計年度末残高	97,535	△ 8	1,223	△ 1,903	28,429	125,277	3,948	872,835

(注) 土地再評価差額金の取崩による変動額を除いております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 43社

主要な連結子会社の名称 大成有楽不動産(株)、大成ロテック(株)、大成ユーレック(株)

②主要な非連結子会社の名称等 愛媛ホスピタルパートナーズ(株)

大宮クロスポイント(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用会社の数 非連結子会社 17社

関連会社 42社

主要な持分法適用会社の名称 中建－大成建築  
インドタイセイ インダ デベロップメント

②持分法適用の範囲の変更

当連結会計年度より、新規に設立した8社を持分法適用の範囲に含めております。また、清算した3社については、持分法適用の範囲から除外しております。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ・有価証券

満期保有目的の債券… 定額法による償却原価法

##### その他有価証券

市場価格のない … 決算日の市場価格等に基づく時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法

##### 株式等

##### ・棚卸資産

未成工事支出金 … 主として個別法による原価法

棚卸不動産 … 主として個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### その他の棚卸資産

その他事業支出金… 主として個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品 … 主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・デリバティブ … 時価法

#### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

・建物・構築物 … 主として定額法

・その他の有形固定資産… 主として定率法

#### ③重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金 … 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・完成工事補償引当金 … 完成工事に係る契約不適合を理由とした履行の追完に要する費用等に備えるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額を計上しております。

・工事損失引当金 … 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

・役員退職慰労引当金 … 一部の連結子会社において、取締役及び監査役の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

- ・役員株式給付引当金 … 役員株式給付規程に基づく将来の取締役への当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
  - ・環境対策引当金 … 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。
- ④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ・退職給付に係る会計処理の方法
    - 退職給付に係る負債は、従業員及び一部の連結子会社における執行役員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～10年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により費用処理しております。
    - 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～10年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により、それぞれ発生翌連結会計年度（一部の連結子会社は当連結会計年度）から費用処理することとしております。
  - ・完成工事高の計上基準
    - 当社グループの主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。
    - 土木・建築事業においては、工事契約を締結しており、工事の進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、少額又は期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当連結会計年度末までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって工事進捗度とする原価比例法によっております。
    - また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しており、少額又は期間がごく短い工事については、工事完了時に収益を認識しております。
    - なお、取引の対価を受領する時期は契約条件毎に異なるものの、当連結会計年度において取引価格に重要な金融要素を含む工事契約はありません。
  - ・ヘッジ会計の方法
    - ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、当該処理によっております。
  - ・のれんの償却方法及び償却期間
    - のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた連結会計年度の費用として処理しております。

・連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

・連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## 2. 会計方針の変更

(1) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、従来は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、少額又は期間がごく短い工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは原価比例法によっております。

また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しており、少額又は期間がごく短い工事については、工事完了時に収益を認識しております。

この結果、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84号ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する事項

一定の期間にわたり認識される完成工事高

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 1,144,487百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原価比例法により、一定の期間にわたり認識される完成工事高は、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における履行義務の充足に係る進捗度に基づいて計上しておりますが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には完成工事高が変動し、翌期以降の各期の業績に影響を与える可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する事項

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	投資有価証券	2,382百万円
	投資その他の資産	884百万円
	その他	
	計	3,266百万円

②担保に係る債務 ー百万円

なお、関係会社の借入金等に対して上記の資産を担保提供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 136,376百万円

(3) 土地の再評価

一部の国内連結子会社は「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布 政令第119号) 第2条第3号、同条第4号及び同条第5号に定める方法を併用しております。

・再評価を行った年月日 2001年11月30日及び2002年3月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
(賃貸等不動産に係る差額△190百万円を含む。) 2,116百万円

(注) △は含み益を表しております。

(4) 両建てで表示している工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

3,468百万円

## 5. 連結損益計算書に関する事項

- (1) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 13,403百万円
- (2) 研究開発費の総額 15,257百万円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する事項

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 200,803千株

### (2) 配当に関する事項

#### ①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	13,386百万円	65円00銭	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月9日 取 締 役 会	普通株式	13,211百万円	65円00銭	2021年9月30日	2021年12月2日

(注1)2021年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(注2)2021年11月9日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する株式に対する配当金6百万円が含まれております。

#### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 13,032百万円
- ・1株当たり配当額 65円00銭
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 2022年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

## 7. 金融商品に関する事項

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用を短期的な預金等に限定しております。資金調達については、銀行借入による間接金融のほか、社債、コマーシャル・ペーパーの発行等による直接金融によって必要な資金を調達しております。

デリバティブ取引は、主として市場金利の変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用し、トレーディング目的での取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
[資産の部]			
受取手形・完成工事未収入金等	575,600	575,600	—
投資有価証券			
満期保有目的の債券	243	246	2
其他有価証券	290,456	290,456	—
[負債の部]			
短期借入金	97,901	98,009	△108
ノンリコース短期借入金	15	15	△0
一年以内償還の社債	20,000	20,020	△20
社債	40,000	39,810	190
長期借入金	66,279	66,499	△220
ノンリコース長期借入金	128	138	△10
[デリバティブ取引]	—	—	—

※ 「現金預金」、「支払手形・工事未払金等」及び「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※ 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額86,733百万円）及び持分相当額を純額で計上する組合等への出資（連結貸借対照表計上額2,838百万円）は、「[資産の部] 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。



(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
[資産の部]				
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	289,301	—	—	289,301
国債・地方債等	—	195	—	195
その他	959	—	—	959

※ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は1,183百万円であります。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
[資産の部]				
受取手形・ 完成工事未収入金等 投資有価証券	—	575,600	—	575,600
満期保有目的の債券 国債・地方債等	246	—	—	246
[負債の部]				
短期借入金	—	98,009	—	98,009
ノンリコース短期借入金	—	15	—	15
一年以内償還の社債	—	20,020	—	20,020
社債	—	39,810	—	39,810
長期借入金	—	66,499	—	66,499
ノンリコース長期借入金	—	138	—	138

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・受取手形・完成工事未収入金等

一年以内に回収が予定されているものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、回収が一年を超える予定のものについては、一定の期間毎に区分した債権毎に、当該債権の回収予定期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・投資有価証券

株式は相場価格によっており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。債券は、相場価格によるものについては、レベル1に分類し、また、当該債券から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により算定するものについては、レベル2の時価に分類しております。

・短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期借入金に含まれる一年以内返済予定の長期借入金については、長期借入金と同様に算定しております。

・ノンリコース短期借入金、長期借入金、ノンリコース長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

- ・一年以内償還の社債、社債

相場価格のあるものは、相場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。相場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 賃貸等不動産に関する事項

### (1) 賃貸等不動産の状況

当社及び一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を保有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
92,157	126,323

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)連結貸借対照表計上額には、資産除去債務（177百万円）を含んでおります。

(注3)時価は、主として「不動産鑑定評価基準書」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 9. 1株当たり情報に関する事項

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 4,335円78銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 350円88銭   |

(注) 純資産の部において自己株式として計上されている株式給付信託（BBT）に残存する株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たりの当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、104千株であり、また、1株当たりの当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、104千株であります。

## 10. 収益認識に関する事項

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	土木事業		建築事業		開発事業	計	その他 (注)	合計
	国内	海外	国内	海外				
顧客との契約から生じる収益	401,934	12,625	920,010	64,934	117,710	1,517,215	10,565	1,527,781
その他の収益	—	—	—	—	15,233	15,233	226	15,459
外部顧客への売上高	401,934	12,625	920,010	64,934	132,943	1,532,449	10,791	1,543,240

(注)「その他」は、受託研究・技術提供・環境測定等建設業に付帯関連する事業、物流事業、レジャー関連事業及びその他サービス事業等を含んでおります。

### (2) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2021年4月1日)	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	226,394	212,792
契約資産	325,828	362,648
契約負債	185,329	160,252

契約資産は、工事の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、工事の進捗に応じ収益を認識するにつれて取り崩しております。

当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は、2,595,912百万円であります。当該残存履行義務は、概ね5年以内に収益として認識すると見込んでおります。

## 11. その他の事項

取締役に対する業績連動型株式報酬制度について

### ①取引の概要

当社は、取締役に対して業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T（= Board Benefit Trust）」（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社の普通株式（以下「株式」という。）が信託を通じて取得され、取締役に対して役員株式給付規程に従って、株式及び株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「株式等」という。）が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

### ②信託に残存する株式

信託に残存する株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度の末日における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、385百万円、104千株であります。

# 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	122,742	30,686	29,816	60,502
当 期 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 積 立				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
自 己 株 式 の 消 却			△ 105,018	△ 105,018
利 益 剰 余 金 か ら			75,202	75,202
資 本 剰 余 金 へ の 振 替				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の				
当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 29,816	△ 29,816
当 期 末 残 高	122,742	30,686	—	30,686

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計			
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,414	332,500	137,776	471,690	△ 85,916	569,019	
当 期 変 動 額							
別 途 積 立 金 の 積 立		31,000	△ 31,000	—		—	
剰 余 金 の 配 当			△ 26,598	△ 26,598		△ 26,598	
当 期 純 利 益			57,743	57,743		57,743	
自 己 株 式 の 取 得					△ 20,007	△ 20,007	
自 己 株 式 の 処 分					6	6	
自 己 株 式 の 消 却					105,018	—	
利 益 剰 余 金 か ら			△ 75,202	△ 75,202		—	
資 本 剰 余 金 へ の 振 替							
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の							
当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	31,000	△ 75,056	△ 44,056	85,017	11,144	
当 期 末 残 高	1,414	363,500	62,719	427,634	△ 898	580,163	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	100,568	7	100,575	669,594
当期変動額				
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△ 26,598
当期純利益				57,743
自己株式の取得				△ 20,007
自己株式の処分				6
自己株式の消却				—
利益剰余金から 資本剰余金への振替				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 5,568	△ 7	△ 5,575	△ 5,575
当期変動額合計	△ 5,568	△ 7	△ 5,575	5,569
当期末残高	95,000	—	95,000	675,164

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ・有価証券

満期保有目的の債券… 定額法による償却原価法

子会社株式

及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない … 決算日の市場価格等に基づく時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法

株式等

##### ・棚卸資産

販売用不動産 … 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金 … 個別法による原価法

開発事業等支出金 … 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品 … 移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・デリバティブ … 時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ・有形固定資産

建物・構築物 … 定額法

その他の有形固定資産… 定率法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ・貸倒引当金

… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ・完成工事補償引当金

… 完成工事に係る契約不適合を理由とした履行の追完に要する費用等に備えるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額を計上しております。



- ・ 工事損失引当金 … 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ・ 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。
- ・ 役員株式給付引当金 … 役員株式給付規程に基づく将来の取締役への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

##### ・ 完成工事高の計上基準

当社の主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

土木・建築事業においては、工事契約を締結しており、工事の進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、少額又は期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当事業年度末までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって工事進捗度とする原価比例法によっております。

また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しており、少額又は期間がごく短い工事については、工事完了時に収益を認識しております。

なお、取引の対価を受領する時期は契約条件毎に異なるものの、当事業年度において取引価格に重要な金融要素を含む工事契約はありません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

・退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

・ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、当該処理によっております。

・連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

・連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## 2. 会計方針の変更

### (1) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、従来は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用してはりましたが、少額又は期間がごく短い工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは原価比例法によっております。

また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しており、少額又は期間がごく短い工事については、工事完了時に収益を認識しております。

この結果、計算書類に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84号ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的な影響はありません。

### (2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する事項

一定の期間にわたり認識される完成工事高

①当事業年度の計算書類に計上した金額 1,023,351百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する事項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 4. 貸借対照表に関する事項

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	関係会社株式・ 関係会社出資金	1,931百万円
	長期貸付金	680百万円
	計	2,612百万円

②担保に係る債務 一百万円

なお、関係会社の借入金等に対して上記の資産を担保提供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 66,514百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	5,609百万円
関係会社に対する長期金銭債権	10,322百万円
関係会社に対する短期金銭債務	89,868百万円
関係会社に対する長期金銭債務	14百万円

(4) 両建てで表示している工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額  
3,434百万円

#### 5. 損益計算書に関する事項

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分 15,034百万円

(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高 59,839百万円

(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 13,155百万円

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高 1,302百万円

(5) 研究開発費の総額 15,143百万円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する事項

当事業年度末日における自己株式の種類及び数 普通株式 404千株

(注) 当事業年度末日における普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託（B B T）が保有する株式104千株が含まれております。

## 7. 税効果会計に関する事項

繰延税金資産・負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

#### 損金算入限度超過額等

退職給付引当金	29,975百万円
関係会社株式	11,542百万円
棚卸資産	11,035百万円
未払賞与	4,476百万円
貸倒損失及び貸倒引当金	3,129百万円
その他	5,834百万円
繰延税金資産小計	65,994百万円
評価性引当額	△ 15,914百万円
繰延税金資産合計	50,080百万円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 41,887百万円
退職給付信託設定益	△ 16,463百万円
その他	△ 2,584百万円
繰延税金負債合計	△ 60,936百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△ 10,855百万円

## 8. 1株当たり情報に関する事項

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 3,369円09銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 283円63銭   |

(注) 純資産の部において自己株式として計上されている株式給付信託（ＢＢＴ）に残存する株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たりの当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、104千株であり、また、1株当たりの当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、104千株であります。